

令和6年度 重要文化財旧笹川家住宅「和のおもてなし」企画運営業務仕様書

1 委託業務名

重要文化財旧笹川家住宅「和のおもてなし」企画運営業務

2 委託業務の目的

新潟市が所有する唯一の国指定重要文化財である旧笹川家住宅（以下「笹川邸」という。）をプロジェクションマッピングや多彩な光、和の装飾による「新しい見せ方」を引き出して、さらなる魅力向上を図ることを目的として、企画運営業務（以下「本業務」という。）を民間事業者等へ委託し、実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

4 提案上限額

金 2,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

本業務は、イベントの企画・設営・運営・広報をはじめ、新潟市（以下「本市」）や各種関係団体等との連絡調整や必要な手続きなど、効果的かつ効率的なイベント企画運営に係る業務一式とする。また、企画提案の内容は以下の仕様に沿ったものとする。

(1) イベントの企画・運営等

① イベント内容

実施施設は国の重要文化財であるため、取り扱いには細心の注意を払うほか、能登半島地震の影響を鑑み、使用可能な場所（別紙資料1参照）を効果的に活用し、企画すること。また、資料1に記載のない場所で、表門から表座敷までの空間や邸宅内の庭園も使用可能とする。

地元の職人が制作した組子作品の展示（※）、邸宅内の竹を使用したあしらいを施すなど、南区の資源をできるだけ活用すること。※組子作品は新潟市が手配する

その中で、笹川邸の魅力を最大限に生かしたイベントコンテンツや集客力が期待されるイベント等を下記の要素を取り入れて企画し、運営すること。常設で施すものについては、飽きがこないよう十分な工夫を凝らし、来館者のリピート来館促進につなげること。

秋期：「和のヒカリ」と題してイベントを開催し、邸宅内に和の光の演出（プロジェクションマッピングや笹川邸の竹を使用した光の演出など）、和の装飾等で邸宅内をあしらう。

地元の味方中学校生徒がプロデュースするエリアを設けることとし、使用場所は資料1で示した場所とする。また、味方中学校へ作品展示の方法や演出について、助言等をする。

主催・新潟市観光協会、後援・新潟市が開催する「かぐら in 笹川邸」と9月28日（土）のみ同日開催とする

【参考】昨年度は大広間・三の間・次の間の3部屋の障子戸を利用し、邸宅に合った光の演出（プロジェクションマッピング）を実施。和傘や着物、南区の建具職人が作った組子作品の展示などの和の装飾を邸宅内に施した

冬期：邸宅内の囲炉裏の間や土間などを活用して「昔の生活風景」や季節を感じられる空間を再現するなどし、懐かしさを感じる演出や展示をする。

例：まりや生け花などの装飾、和風クリスマスツリーの装飾、新年の門松、節分鬼のお面、雛飾り

②実施期間・回数

秋期：令和6年9月28日（土）～10月14日（月・祝）17日間 午前9時～午後5時

夜間開放（光の演出など）…9月28日（土）・29日（日）

10月4日（金）・5日（土）・6日（日）・

12日（土）・13日（日）の合計7日間

午後5時半～8時

冬期：秋期イベント終了後から令和7年3月31日（月）

③実施場所

- ・実施場所は、笹川邸敷地内にて実施すること。ただし、導線を確実に取ることができない箇所もあるので、十分注意すること。
- ・イベントごとに、実施場所について本市と協議すること。
- ・悪天候時の対応についても考慮すること。

④イベントの実施体制・運営面に関する諸調整等

- ・適切かつ円滑に業務を実施するための実施体制を構築し業務責任者を選任するとともに、本市との連絡調整を適切に行うこと。
- ・企画したイベントの開催に必要な施設面での諸調整をはじめ、各種運営に関する計画を作成すること。
- ・イベントの実施に必要な各種関係法令等の諸調整を行うこと。
- ・笹川邸施設管理者と諸調整を行うこと。

- ・イベントの実施において必要な人員、設備など運営体制の計画を作成すること。
- ・イベント開催期間中の来場者の安全を確保するための警備及び火災等発生時の避難計画を作成すること。

(2) 広報業務

- ・集客促進のためのイベントチラシ、ポスター等の制作のほか、SNS、イベント情報サイト等の各種メディアを活用した広報計画を立て、効果的なパブリシティ活用の実施に努めること。

(3) スケジュール

- ・スケジュールを把握し、誠実かつ円滑に本業務を実行すること。
- ・進捗状況については、本市に随時報告するとともに、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに本市と調整すること。

(4) 成果物の提出

- ・事業完了後は、イベント参加者数等の事業効果及び分析結果をまとめた「事業完了報告書」を作成し、本市に提出すること。
- ・写真、映像等履行状況が確認できるもの。
- ・打ち合わせ資料、関係機関等協議資料。
- ・その他、市が指示する関係書類。

(5) 留意事項

①第三者への委託

- ・本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

②安全対策及び許可等の手続等

- ・イベントの実施時には必要な安全対策を図り、緊急時にはそれに対応できる体制を整えること。なお、本業務に必要な許可等の手続きは受注者が行うこと。

③関係機関、関係者との打ち合わせ

- ・本業務を遂行するにあたっては本市及び関係団体等と随時打ち合わせを行うこと。なお、打ち合わせに係る費用については受注者が負担すること。

④個人情報の取扱い

- ・本業務を通じで取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者が取り扱う個人情報については、市の保有する個人情報として新潟市個人情報の

保護に関する法律施行条例の適用を受けるものとする。

⑤著作権の取扱い

- ・本業務の成果物に対し著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引渡しとともに本市に帰属するものとする。ただし、受注者の著作権の行使につき本市の承諾または合意を得た場合については、この限りではない。
- ・成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

⑥賠償責任

- ・疫病、暴風雨、地震、暴動、その他本市の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力によりイベントの運営が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、本市に対しその損害を請求することができないものとする。
また、受注者はその責めに帰する理由により、イベントの実施に関し、本市又は第三者に損害を与えた時は、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

⑦成果物に契約不適合がある場合の訂正

- ・納品後に成果物に契約不適合があることが判明した場合は、受注者は本市の指示により、速やかに訂正しなければならない。

⑧関係法令の遵守

- ・受注者は関係法令を遵守し、その適用及び運用に関しては、受注者の責任において適切に行うこと。

⑨定めのない事項等

- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者が協議して決定するものとする。

(6) その他

- ・本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル審査終了後、選定された事業者と本市との協議により改めて決定する。

